

任期満了に伴う「富士見町長選挙」の 日程が決まりました

☎ 富士見町選挙管理委員会事務局 ☎62-9403

身近な選挙に関心も高まりますが、選挙期間中はもちろん、告示日前についても公職選挙法で制限されている行為があります。正しく明るい選挙をしましょう。

| | 期 日 | 時 間 | 場 所 |
|-------------------|--------------------|--------------|-----------------|
| 立候補予定者説明会 | 7月 9日(金) | 午後1時30分～午後3時 | 役場4階 全員協議会室 |
| 立候補届出書類等の 事前審査 | 7月29日(木) | 午前9時～午後4時 | 役場4階 応接会議室 |
| 告示(立候補届出日) | 8月 3日(火) | 午前8時30分～午後5時 | 役場4階 応接会議室 |
| 期日前投票 | 8月 4日(水) ～7日(土) | 午前8時30分～午後8時 | 役場4階 期日前投票所 |
| 投 票 | 8月 8日(日) | 午前7時～午後8時 | 町内15投票所 |
| 開 票 | 8月 8日(日) | 午後9時～ | 役場3階 301～303会議室 |
| 当选証書附与式 | 8月10日(火) | 午後2時～ | 役場4階 全員協議会室 |

立候補を予定されている方は、必ず【立候補予定者説明会】に出席してください。

◆選挙公営が拡大されました

令和3年8月8日執行の富士見町長選挙から、選挙運動費用の公費負担が実施されます。

これは、「富士見町議会議員及び富士見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の制定に基づき施行されるものです。ただし、供託物が没収される候補者には、選挙公営は適用されません。

| 区 分 | 公営の有無 | | |
|------|----------|-----------|---------|
| | 選挙運動用自動車 | 選挙運動用ポスター | 選挙運動用ビラ |
| 町長選挙 | × → ○ | × → ○ | × → ○ |

◆公費負担の上限額

選挙用自動車、ポスターおよびビラの上限額は下表のとおりです。選挙公営適用のためには事業者との有償契約が必要です。

●選挙運動用自動車 ※①、②のいずれかを選択してください

| 契約の種類 | | 上 限 額 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| ①一般運送契約(ハイヤー方式) | | 日額51,500円×選挙運動をした日数 |
| ②一般運送 契約以外 | 自動車借入契約 (レンタル方式) | 日額13,390円×選挙運動をした日数 |
| | 燃料供給契約 | 日額 7,210円×選挙運動をした日数 |
| | 運転手雇用契約 | 日額10,000円×選挙運動をした日数 |

●選挙運動用ポスターおよびビラ

| 種 類 | 上 限 額 |
|--------|----------------------------------|
| ポスター | 作成単価上限額1,219円(1枚当)×ポスター掲示場数109箇所 |
| ビラ(町長) | 作成単価上限額7円30銭(1枚当)×5,000枚 |